

障害者の生涯学習推進 コンソーシアム形成事業

事業の必要性

- H26年の障害者権利条約の批准やH28年の障害者差別解消法の施行等を踏まえ、学校卒業後の障害者が社会で学ぶことができる体制の実現が必要
- R1年7月障害者の生涯学習の推進方策について（文科省通知）→【都道府県に期待される取組】障害者の多様な学習活動の充実等

事業の概要

- ①関係機関（大学等の高等教育機関、障害者雇用を行う企業等、障害者雇用に知見のある社会福祉法人等や生涯学習の機会を提供する民間団体等）が連携し、コンソーシアムを形成・運営する。
- ②効果的な学習を支援するための具体的な学習プログラム・実施体制等に関する実践研究。

①地域連携コンソーシアムの設置

- 関係機関が連携した体制の構築→事務局（道教委生涯学習課）
- 関係者の資質向上→道教委社会教育主事を対象にした研修会の実施⇒市町村教育委員会等職員対象研修会の実施へ
- 関係団体・支援者・障害当事者等が参加するコンファレンスの実施（年1回）
- 障害者の自立や社会参加、ニーズ、生涯学習の機会提供等についての現状と課題を把握するための実態調査



②学習支援に関する実践研究

- ②障害者の学びのニーズを踏まえた講座内容・実施方法、合理的配慮を含む必要な支援
- ③学校教育法第105条に基づく履修証明書の発行を見据えた新たな学習プログラムの開発
- ④障害者の学びを支援する人材の育成
- ⑤障害者の学びの場を継続的なものとするための方策の検討
- ⑥障害者の学びに関する情報を一元的に収集・提供する仕組みの構築

- ・ICTを活用した学びの支援に関する実践研究【北海道教育庁根室教育局】②⑤
- ・市町村における障害者の生涯学習推進体制構築に関する実践研究【北広島市（石狩教育局）】②④⑤⑥
- ・みらいつくり研究所による実践研究【医療法人稲生会】
- ・構成団体による実践研究（今後事業内容等を検討し実施）

成果 ○各地域で障害のある人の社会参加と活躍を推進 ○各地域における支援人材の増加と障害への理解を増進
○障害のあるなしに関わらず生きやすい共生社会の実現へ